

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年10月10日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2400494 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2400003 号

## 第1 結論

昭和 51 年\*月及び同年\*月の請求期間並びに昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年\*月及び同年\*月  
② 昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月まで

私の請求期間①及び②に係る国民年金保険料について、母が、年一括払いで、納税組合を通してA郡B町（現在は、C市）の出納員に、母自身の保険料と一緒に納付していたと兄から聞いた。母が見つめてくれた私の「昭和\*年 国民年金保険料領収証書」によると、昭和\*年について納付していることから、その前後の期間についても納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたB町長印のある「昭和\*年 国民年金保険料納入通知書」に記載されている国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 51 年\*月\*日に社会保険事務所（当時）からB町に払い出された記号番号の一つとして、請求者に払い出されていることが確認でき、その記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得年月日から、請求者の国民年金の加入手続は同年\*月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者から提出されたB町収入役と記載のある「昭和\*年 国民年金保険料領収証書」において、昭和 51 年\*月から昭和\*年\*月までの期間に係る国民年金保険料について、領収日付印欄に、昭和 51 年\*月\*日の領収印が押されていることが確認できることから、令和 5 年 11 月 16 日に、日本年金機構において、未加入期間と記録されていた昭和 51 年\*月\*日から昭和 53 年 4 月 1 日までの期間を国民年金の強制加入被保険者期間とし、昭和 51 年\*月から昭和\*年\*月までの期間を保険料納付済期間とする記録訂正が行われている。

さらに、請求期間①は\*か月、請求期間②は 12 か月と短期間である上、請求者の請求期間①及び②を除く国民年金の加入期間については全て納付済みと記録されており、請求者の保険

料を納付していたとする請求者の母も、国民年金保険料の徴収が開始された昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する月の前月までの期間に係る保険料を全て納付している。

加えて、請求者が請求期間①及び②において同居していたとする請求者の兄は、請求者の母が納税組合を通して、毎年＊月に一括して請求者の国民年金保険料を納付していた旨陳述しているところ、C市は、請求期間①及び②当時、名称は不明であるものの、請求者の当時の住所地であるB町D地区において、国民年金保険料を集金する納税組合が存在していた旨回答している。

以上のことを踏まえると、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。